

別添

令和6年夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動実施要綱

1 目的

この時期は、夏季特有の暑さや行楽等による疲労、開放感による無謀運転などが増加することに伴い、交通事故が多発する傾向がある。

本運動は、このような情勢を踏まえ、県民一人一人の交通安全意識を高め、交通ルールの遵守・正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、県民総ぐるみで交通事故防止を図ることを目的とする。

2 期間

令和6年7月16日（火）から7月25日（木）までの10日間

3 運動のスローガン

じゅんびした？ じてん車のるとき ヘルメット

〔 年間スローガン
わたります 止まるやさしさ ありがとう 〕

4 運動の重点

- (1) こどもと高齢者の交通事故防止
- (2) 自転車の交通事故防止とヘルメット着用・保険等加入の促進
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 悪質・危険な運転の根絶と横断歩行者の保護
- (5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

5 県下一斉広報強化日

令和6年7月16日（火）

6 主 唱

福島県、福島県交通対策協議会

7 推進機関・団体

福島県交通対策協議会構成機関・団体

地方交通対策協議会構成機関・団体

市町村

市町村交通対策協議会構成機関・団体

8 運動の重点に関する主な推進項目

別紙のとおり

9 運動の進め方

各推進機関・団体は、「県下一斉広報強化日」に広報紙（誌）や広報車、テレビ・ラジオCM、SNS等の各種広報媒体を積極的に活用するなど、広く県民に対しこの運動の周知徹底を図るとともに、相互連携を強化し、地域に密着した効果的な運動を推進する。

10 実施計画・実施結果の報告

| 団体名 | 実施計画 報告様式 | 計画報告宛先 ・報告期限 | 実施結果 報告様式 | 結果報告宛先 ・報告期限 |
|------------------------|---------------------|--------------------|---------------------|--------------------|
| 県交通対策協議会委員 | 第1号 | 県生活交通課 7月5日（金） | 第2号 | 県生活交通課 8月9日（金） |
| 各市町村交通対策協議会 （各市町村） | 第3号 | 各地方振興局 6月24日（月） | 第4号 | 各地方振興局 8月5日（月） |
| 各地方交通対策協議会 （各地方振興局） | 第1号 第5号 第3号転送 | 県生活交通課 7月5日（金） | 第2号 第6号 第4号転送 | 県生活交通課 8月19日（月） |

| 運動の重点1 | こどもと高齢者の交通事故防止 |
|----------|--|
| 内 容 | (1) こどもとその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚 (2) こども、高齢者、障がい者等の交通弱者に対する保護意識の醸成 (3) 高齢運転者に対する安全教育及び広報 |
| 家庭では | (1) 自宅周辺や通学路などの身近な交通事故の発生状況について話し合い、交通安全意識を高めましょう。 (2) 保護者はこどもに対し、暗くなる前に帰宅するよう教えましょう。また、道路への急な飛び出しのほか、駐車された車の直近で遊んだり、しゃがみ込むことの危険性についてよく教えましょう。 (3) 高齢者が外出する際には、用件はなるべく日中に済ませるよう促し、夕暮れや夜間に外出する際は、運転者から発見されやすい明るい目立つ色の服を着用することや、夜光反射材や懐中電灯を活用することについて「声かけ」しましょう。 (4) 高齢運転者に対し、加齢等に伴う身体機能の変化について説明し、能力に合った運転をするように声をかけ、運転免許証の自主返納等についても話し合いましょう。 |
| 学校等では | (1) 家庭・地域及び関係機関・団体と連携を図りながら、日常の教育活動のあらゆる場面で交通安全教育を行いましょ。う。 (2) 通学路等の安全確保のため、関係者を交えて危険箇所の把握及び周知を図りましょ。う。 (3) 保護者の交通安全に対する理解と関心を高めるため、こどもの行動特性や交通事故の発生状況等について、学校通信等を活用し積極的に発信しましょ。う。 (4) 「家庭の交通安全推進員」制度を積極的に活用するなど、こどもから家族に対して交通安全を呼びかけるよう指導しましょ。う。 |
| 地域では | (1) こどもや高齢の歩行者、電動車いす利用者等を見かけたら、保護・誘導活動を積極的に行うなど、こどもの手本となるよう正しい交通ルールとマナーを実践しましょ。う。 (2) 高齢者が自身の身体機能の変化を認識でき、安全行動がとれるよう、各種広報媒体（回覧板、チラシ等）を活用して周知しましょ。う。 (3) 交通ボランティア等と連携し、地域の交通事故発生実態等に応じて、通学・通園時間帯の交通安全指導や保護誘導活動を積極的に行いましょ。う。活動の際は、自らも交通事故に注意しましょ。う。 (4) 高齢運転者の運転免許証の自主返納制度及び安全運転相談窓口#8080（シャープハレバレ）等の支援施策について周知しましょ。う。 |
| 職場では | (1) 朝礼や打合せの際に、交通安全を呼びかけましょ。う。 (2) 通学路や生活道路等を通行する際は、スピードを落とし、安全を確認して走行するよう指導しましょ。う。 (3) 社内広報誌（紙）等を活用し、安全運転や交通事故情勢等に関するきめ細かな情報提供を行いましょ。う。 |
| 高齢者施設等では | (1) 施設利用者が、夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者から発見されやすい明るい目立つ色の服の着用を促し、夜光反射材や懐中電灯を活用するよう指導しましょ。う。 (2) はいかい癖のある方や認知症り患者等、交通事故に遭うおそれのある高齢者について、包括支援センター等福祉機関や関係機関・団体と情報共有を図りましょ。う。 |

| | |
|--------|--|
| 一般運転者は | <ul style="list-style-type: none"> (1) こどもや高齢の歩行者、電動車いす利用者、自転車利用者を見かけたら減速し、安全を確認して通行するなど、思いやりのある運転に努めましょう。 (2) 高齢運転者標識（高齢者マーク）や聴覚障がい者標識を表示している車両に対しては保護義務があることを理解し、思いやりを持って運転しましょう。 (3) 夕暮れ時の早めのライト点灯、先行車や対向車がないときの上向きライト（ハイビーム）使用により、夕暮れ時や夜間の歩行者や自転車等の早期発見に努めましょう。 |
| 高齢運転者は | <ul style="list-style-type: none"> (1) 加齢等に伴う身体機能の変化を認識して、自分の運転能力に応じたゆとりある運転を行いましょ。 (2) 70歳以上の方は、車を運転するときは高齢運転者標識（高齢者マーク）を車に表示しましょう。 (3) 運転免許証の自主返納制度や安全運転相談窓口等について理解し、有効に活用しましょう。 (4) 車を購入する際は、自動ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等が搭載された安全運転サポート車の購入や、既存の所有車への後付けのペダル踏み間違い時加速抑制装置の設置を検討しましょう。 |

| | |
|---------------|--|
| 運動の重点2 | 自転車の交通事故防止とヘルメット着用・保険等加入の促進 |
| 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務化に関する広報啓発の推進 (2) 自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上による交通事故防止（自転車安全利用五則の周知徹底） (3) 「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」施行に伴う周知徹底 |
| 家庭では | <ul style="list-style-type: none"> (1) 自転車利用時のヘルメット着用が、交通事故発生時に致命傷となりやすい頭部を守り、自己の命を守ることにつながることについて、家族で話し合いましょ。 (2) 自転車の正しい通行方法、全ての利用者の自転車用ヘルメットの着用、夕暮れ時の早めのライト点灯、点検整備の実施等について家族で話し合い、安全に自転車を利用しましょ。 (3) 幼児・児童が自転車に乗車する際は、自転車用ヘルメットなどの交通事故による被害軽減を図るための器具を使用させましょ。 (4) こどもが自転車を利用するときは、保護者は点検整備のほか、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょ。 (5) 自転車を利用する高齢者がいる家庭では、加齢等に伴う身体機能の変化に応じ、道路横断時は降車して安全確認を行い、徒歩で横断をするなど、安全に自転車を利用するよう積極的に呼びかけましょ。 |
| 学校では | <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童・生徒には、自転車は「車両」であることを認識させ、自転車用ヘルメットの着用、正しい通行方法（車道の左側通行、歩道乗車の条件、自転車専用通行帯の利用のルール等）、夕暮れ時の早めのライト点灯、点検整備の実施等について指導しましょ。 (2) 保護者には、あらゆる機会を通じて頭部保護の重要性とヘルメッ |

| | |
|---------|--|
| | <p>ト着用による被害軽減効果について理解を促し、児童・生徒の自転車用ヘルメット着用の徹底を図りましょう。</p> <p>(3) 自転車通学の児童、生徒、学生及びその保護者に対する保険等への加入状況の確認及び保険に関する情報提供を行いましょう。</p> |
| 地域では | <p>(1) 各種広報媒体（回覧板、チラシ等）の活用等により「自転車安全利用五則」、「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の普及啓発を図りましょう。</p> <p>(2) 自転車利用者が、交通事故の加害者になることがあるため、車両運転者としての責任を自覚させるとともに、被害者救済に資する各種保険制度の普及啓発を図りましょう。</p> |
| 職場では | <p>(1) 自転車通勤者に対して、「自転車安全利用五則」の遵守や自転車用ヘルメット着用について指導し、自転車乗用中の交通事故と危険・迷惑行為を防止しましょう。</p> <p>(2) 「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について周知するとともに、自転車通勤者への保険加入の確認や情報提供、事業活動で利用する自転車の点検・整備や保険加入等を図りましょう。</p> |
| 自動車運転者は | <p>(1) 自分の車両の存在を周囲に知らせるため、夕暮れ時のライトの早めの点灯を徹底しましょう。</p> <p>(2) 自転車利用者の行動を予測し、交差点における巻き込み事故等の防止に努めましょう。</p> <p>(3) 自転車を利用するこどもや高齢者を見かけたら、ふらつきや急な横断等を予測して、速度を落とし、車両間隔を空けて、その行動に注意しましょう。</p> |
| 自転車利用者は | <p>(1) 「自転車安全利用五則」等の交通ルール・マナーを守りましょう。</p> <p>(2) 自転車の点検・整備、防犯対策及び反射材の備付けや自転車用ヘルメットを含めた交通事故被害軽減を図るための器具を使用し、安全上の措置を講じましょう。</p> <p>(3) 自転車利用者も交通事故の加害者になることがあるため、被害者救済に資する自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【自転車安全利用五則】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 3 夜間はライトを点灯 4 飲酒運転は禁止 5 ヘルメットを着用 </div> <p>(4) 特定小型原動機付自転車等を利用する際は、交通ルール・マナーを守り、交通事故被害軽減のために必ずヘルメットを着用しましょう。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 運動の重点3 | 飲酒運転の根絶 |
| 内 容 | <p>(1) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立</p> <p>(2) 飲食店等におけるハンドルキーパー運動の促進</p> <p>(3) 飲酒運転を助長する行為（車両提供、酒類提供、車両同乗）の禁止</p> |

| | |
|------|---|
| | (4) 飲酒が関与する交通事故防止（飲酒会合同伴者の安全確保） |
| 家庭では | <p>(1) 飲酒運転は、重大事故に直結する犯罪行為であることをはっきりと認識させるため、悪質性・危険性、交通事故を起こしたときの刑事的・社会的責任の重大性等について話し合い、飲酒運転を根絶しましょう。</p> <p>(2) 飲酒が予想される会合などには車で出かけないなど、飲酒運転の予防に努めましょう。また、運転者に対しては酒類を出さない、飲酒を勧めないことを厳守しましょう。</p> <p>(3) 飲酒する際は、翌日の予定を考え、運転時にアルコールが体内に残らないよう、飲酒時間や飲酒量を守りましょう。</p> |
| 学校では | 教職員・保護者が一体となり飲酒運転の根絶に取り組みましょう。 |
| 地域では | <p>(1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動を通じ、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを推進し、飲酒運転を根絶しましょう。</p> <p>(2) 飲酒を伴う各種行事や会合等では、車を持ち込まないようにしましょう。やむを得ず持ち込む場合は、あらかじめハンドルキーパーを決めておくなど、絶対に飲酒運転をしないよう参加者に呼びかけましょう。</p> <p>(3) 飲酒している人に、車両を提供、運転を依頼、車両に同乗することは違反であり、飲酒運転を助長することとなることを周知徹底しましょう。</p> <p>(4) 各種行事や会合等の機会に、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故を起こしたときの刑事的・社会的責任の重大性などについて話し合い、飲酒運転を根絶しましょう。</p> <p>(5) 飲食店、酒類販売店等では、「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転を根絶しましょう。また、運転代行を利用する際は、ルールを守って利用しましょう。</p> <p>(6) ひどく酒に酔ったことなどにより路上で寝込んでいる人を見かけた際は、声かけや110番通報を行い、飲酒が関与する交通事故の未然防止に協力しましょう。</p> |
| 職場では | <p>(1) 朝礼や打合せの際、飲酒運転は重大事故に直結する犯罪行為であることをはっきりと認識させるため、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故を起こしたときの刑事的、社会的責任の重大性等について周知するなど、飲酒運転を絶対しないように指導を徹底しましょう。</p> <p>(2) 令和5年12月1日から安全運転管理者選任事業者に対して、従業員の運転前後のアルコールチェックについて、アルコール検知器を使用することが義務となったことから、法令等の内容についてよく確認し、誤りのないように実施しましょう。</p> <p>(3) 飲酒を伴う会合等では、車を持ち込まないようにしましょう。やむを得ず持ち込む場合は、予めハンドルキーパーを決めておくなど、絶対に飲酒運転をしないようにしましょう。</p> |

| | |
|--------------|--|
| | (4) ひどく酒に酔った者が路上に寝込むのを防止するため、酔った同僚などをそのまま放置せず確実に家まで送り届けるなど、飲酒が関与する交通事故を未然に防止しましょう。 |
| 運転者及び自転車利用者は | <p>(1) 飲酒運転の悪質性・危険性、事故を起こしたときの刑事的、社会的責任の重大性を十分認識し、運転者としての責任を自覚しましょう。</p> <p>(2) 飲酒後、アルコールが体内で分解されるまで相当の時間が必要なことを認識し、飲酒運転を防止しましょう。</p> <p>(3) 自転車も「車両」であることを認識し、飲酒後は自転車に乗らないことを徹底しましょう。</p> <p>(4) 夜間、繁華街を走行するときは、酒に酔った者の路上での寝込みがあるかもしれないことを想定して運転するなど、交通事故の未然防止に配慮しましょう。</p> |

| 運動の重点4 悪質・危険な運転の根絶と横断歩行者の保護 | |
|-----------------------------|--|
| 内 容 | <p>(1) 無免許運転、速度超過、あおり運転、ながら運転等の悪質・危険な運転の根絶</p> <p>(2) 夏の暑さや行楽等による過労運転を原因とした夏特有の交通事故に対する注意喚起と正しい交通ルール・マナーの実践</p> <p>(3) 横断歩道及び横断歩道付近における交通ルールの遵守と歩行者保護の徹底</p> |
| 家庭では | <p>(1) 無免許運転、速度超過、あおり運転、ながら運転等の悪質・危険な運転が重大事故につながることや、交通事故を起こしたときの刑事的、社会的責任について、家庭内で話し合みましょう。</p> <p>(2) 行楽・帰省等での長距離運転は、過労運転にならないよう余裕のある計画を立てましょう。</p> <p>(3) 横断歩道や自転車横断帯を渡ろうとする歩行者や自転車がいたら、必ず一時停止しなければならないことが法令で定められていることを、家族ぐるみで話し合い、実践しましょう。</p> <p>(4) 道路を横断する際は無理な横断をしないこと、近くに横断歩道がある場合は必ず横断歩道を渡り、その際は手を上げるなど、運転者に横断する意思を伝えるとともに、横断中も安全確認することを家族ぐるみで実践しましょう。</p> |
| 学校では | <p>(1) 教職員・保護者が一体となり、悪質・危険な運転の根絶に取り組みましょう。</p> <p>(2) 保護者には、行楽等による長距離運転の際は、適宜休憩を挟み、過労運転にならないよう呼びかけましょう。</p> <p>(3) 幼児・児童・生徒には、横断歩道を渡る際、通行する車両の有無等、必ず周囲の安全確認を行い、手をあげるなど意思表示して横断するよう指導しましょう。特に、信号機のない横断歩道を横断する際は、周囲の安全を十分に確認するよう指導しましょう。</p> <p>(4) 幼児・児童・生徒には、道路横断の際、必ずしも通行車両が止まるとは限らないことを理解させ、車道への不意な飛び出しをしないよう指導しましょう。</p> |

| | |
|------|---|
| 地域では | <p>(1) 各種広報媒体（回覧板、チラシ等）により、無免許運転、速度超過、あおり運転、ながら運転等の危険な運転の防止のほか、歩行者保護の徹底を呼びかけ、地域ぐるみで悪質・危険な運転を追放しましょう。</p> <p>(2) 行楽・帰省等での長距離運転は、過労運転にならないよう余裕のある計画を立てましょう。</p> |
| 職場では | <p>(1) 無免許運転、速度超過、あおり運転、ながら運転等の悪質・危険な運転を職場ぐるみで追放しましょう。</p> <p>(2) 安全運転管理者や運行管理者は、運転者が長距離の運転又は夜間の運転をする場合は余裕のある計画を立てるほか、夏の暑さによる疲労など運転者の健康状態等を考慮し、夏特有の交通事故の防止に配慮するなど適正な業務管理を行いましょう。</p> |
| 運転者は | <p>(1) スピードの出し過ぎは重大事故に直結するほか、悪質な法令違反となることを認識し、交差点やカーブでは減速を心がけるなど、安全な速度と方法で走行しましょう。</p> <p>(2) 十分な睡眠時間や休憩時間をとるなど、過労運転にならないよう体調管理に注意しましょう。</p> <p>(3) 無理な追い越し・追い抜きや、あおり運転、ながら運転等、無謀な運転はやめましょう。</p> <p>(4) 横断歩道付近では歩行者等がいけないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前で停止可能な速度で進行し、また、横断歩道や自転車横断帯を渡ろうとする者の通行を妨げないよう一時停止をして、横断歩行者等の保護に努めましょう。</p> <p>(5) 夕暮れ時や夜間の走行は、歩行者等を早めに発見できるよう控えめな速度での走行や早めのライト点灯を心がけ、横断歩行者等を意識した安全運転に心がけましょう。</p> <p>(6) 歩行者だけでなく、他の車両にも合流時等で道を譲るなど、相手を思いやり、互いにゆずりあう気持ちを持った運転に心がけ、社会全体の交通マナーの向上に努めましょう。</p> |

| | |
|---------------|--|
| 運動の重点5 | 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 |
| 内 容 | 自動車乗用中における後部座席を含めた全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 |
| 家庭では | <p>(1) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務があることを意識し、着用を徹底しましょう。</p> <p>(2) シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果について話し合い、乗車中の全席着用を習慣付けましょう。</p> <p>(3) 6歳以上であっても、体格等によりシートベルトを適切に着用させることのできない子どもにはチャイルドシートを使用させましょう。</p> <p>(4) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け等、正しい使用方法について話し合い確認しましょう。</p> |
| 学校等では | <p>(1) 幼児・児童生徒には、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務があることを指導しましょう。</p> |

| | |
|----------|--|
| | <p>(2) 学校の行事等で児童・生徒を乗車させる際は、シートベルトを正しく着用するよう指導しましょう。</p> <p>(3) 保護者には、シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果について理解を促し、外出時や学校等への送迎時など、子どもを乗車させる時は、必ず正しく着用させるよう働きかけましょう。</p> |
| 地域では | <p>(1) 広報媒体（回覧板、チラシ等）により、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシート着用の必要性・効果について啓発に努めるとともに、地域全体で着用の気運を高めましょう。</p> <p>(2) 妊娠中の方は、産婦人科医の指導に基づき、正しいシートベルトの着用に努めましょう。</p> <p>(3) 高速乗合バス及び貸切バス、タクシー等を利用する際は、全ての座席でシートベルトを着用しましょう。</p> |
| 職場では | <p>(1) 朝礼や日常点検等で、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務があることを指導しましょう。</p> <p>(2) 高速バス及び貸切バス、タクシー等の事業者は、全ての座席でシートベルトの着用が徹底されるよう啓発を図りましょう。</p> |
| 高齢者施設等では | <p>高齢者等を送迎する際は、全ての座席のシートベルト着用を指導しましょう。</p> |
| 運転者は | <p>(1) 自らシートベルトを正しく着用するとともに、後部座席を含め同乗者全員に、シートベルトとチャイルドシートを正しく着用させましょう。</p> <p>(2) 後部座席を含め、同乗者全員がシートベルトやチャイルドシートを着用したことを確認してから発進しましょう。</p> <p>(3) バスやタクシー等の運転手は、乗客に出発前にシートベルトの着用を呼びかけましょう。</p> |

関係機関・団体の活動

- 県・市町村（交通対策協議会）
 - 1 関係者等に対する運動の周知徹底及び街頭啓発活動等の実施
 - 2 県民、地域住民に対する広報車、広報紙、防災無線、SNS等による広報活動の実施
- 教育委員会
 - 1 各学校に対する運動の周知徹底及び広報活動の実施
 - 2 各種教材を活用した交通安全教育の促進
 - 3 P T A等関係機関・団体に対する協力要請
- 警 察
 - 1 交通指導取締り
 - 2 交通事故情報等の提供
- 道路管理者
 - 1 交通安全施設の点検
 - 2 道路情報板等による道路情報等の提供
- 交通安全協会等県交通対策協議会構成団体
 - 1 広報・街頭啓発活動等の実施及び参加協力
 - 2 会員・所属職員に対する運動の周知徹底